

今後のニホンジカの保護及び管理に関する検討方針について

1. これまでの取り組み、動き

(1) ニホンジカの保護及び管理に関する検討会におけるこれまでの取り組み状況

2012（平成 24）年度のニホンジカの保護及び管理に関する検討会において、ニホンジカの保護管理に関する重要課題と対応の方向性についてとりまとめた。これに基づき、ニホンジカの保護・管理に関するレポート作成、ガイドラインの改訂及び検討を行ってきた。

表 1 ニホンジカの保護・管理に関するレポート等のテーマ

年度	テーマ
2012（平成 24）	ニホンジカ保護管理の現状・到達点と主な課題
2013（平成 25）	推定生息数が過小評価になるという課題を踏まえた基本的考え方等
2014（平成 26）	捕獲数を増やした場合の、捕獲従事者や捕獲個体の処理、行政事務等に関する様々な課題
2015（平成 27）	生息数を減少傾向に導くための考え方 (レポート作成ではなくガイドラインの改訂)

(2) 環境省主催の特定計画に関する研修会

2014（平成 26）～2015（平成 27）年度の都道府県担当者等を対象とした研修会では、ニホンジカの保護・管理に関するレポートでとりまとめた内容やガイドラインの基本的な考え方を主なテーマとして研修を実施した。

(3) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

2013（平成 25）年度に環境省と農林水産省が発表した抜本的な鳥獣捕獲強化対策では、当面の目標として、ニホンジカとイノシシについて 10 年後（2023（平成 35）年度）までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね 5 年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直しを行うこととしている。ニホンジカについては、本州以南は現状の 261 万頭（2011（平成 23）年度推定値）を 2023（平成 35）年度までに半減、北海道については、第 4 期エゾシカ保護管理計画に基づき 2016（平成 28）年度に 38 万頭まで減少させることを目指すことを目標としている。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業

2016（平成 28）年 1 月までに 32 道府県でニホンジカを対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業計画が策定、または関連する事業が実施されている。参考までにいくつかの事業実施

計画の目的を表 2 に示す。

表 2 策定済みの指定管理鳥獣捕獲等事業の目的の一部例

都道府県	主な目的
宮城県	農林業及び生活環境被害の軽減、生物多様性確保のための生息数減少
栃木県	全県の目標捕獲頭数に対する市町村の有害捕獲、狩猟での不足分の捕獲
埼玉県	自然植生被害及び農林業被害の軽減
千葉県	生息域の縮小または拡大防止
山梨県	捕獲が困難である高標高地域における集中的な捕獲の推進
長野県	捕獲が困難であった標高の高い地域等で集中的な捕獲を推進
三重県	生活環境等への被害が深刻な地域の捕獲の強化（JR 紀勢線周辺）
奈良県	平成 23 年の紀伊半島大水害以降に十分な捕獲が行われていない区域における捕獲推進
和歌山県	捕獲数の増加
山口県	主な生息域の捕獲の強化と、辺縁部への生息域の拡大防止
高知県	皆伐跡地等の生息密度低減、新たな捕獲技術の開発

2. ニホンジカの保護及び管理に関する検討会における今後の検討の方向性

2015（平成 27）年度からの新制度として開始した指定管理鳥獣捕獲等事業は、来年度以降、本格的に運用され、一層の捕獲の推進が望まれる。2015（平成 27）年度に指定管理捕獲等事業を実施した事例から、既存の捕獲事業との棲み分け方法のあり方や、新たに顕在化した課題等について情報収集と整理を行い、効果的な制度の運用等について保護管理レポート等で普及を行う。特に、特定計画の目標達成を念頭に置いた事業の運用面についての情報収集を継続するとともに、必要な捕獲数を達成するために、どのような捕獲体制、手法等があるかについて検討等を行う。

また、抜本的な鳥獣捕獲強化対策に関し、今後、進捗状況の確認と必要に応じて見直しが行われること、2017（平成 29）年度から第 12 次鳥獣保護管理事業計画が開始することから、2017（平成 29）年度には第 11 次鳥獣保護管理事業計画の第二種特定鳥獣管理計画に関する実施状況に関する評価レビューを行い、これまで行われてきた様々な事業、施策やモニタリング結果等について、実施状況、事例、保護・管理の考え方や目標設定・計画策定等の整理を進め、ニホンジカの保護・管理において今後推進すべき施策等に関する検討を行う。